（溶接事業者検査）

第七十九条　法第五十二条第一項の主務省令で定めるボイラー等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。

一　火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）に係る次の機械又は器具

イ・ロ　［略］

二　［略］

（定期安全管理検査）

第九十四条　法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。

一～四　［略］

五　ガスタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガスタービンにあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であって、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）

六　液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所にあっては、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るものに限る。）

七～十三　［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所		
一　設置の工事	1　［略］	1　発電所の設置であって、次に掲げるもの (1)～(4)　［略］ (5)　アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所であって汽力、ガスタービン又は内燃力を原動力とするもの（(2)から(4)までに掲げるものを除く。）の設置 (6)～(10)　［略］ (11)　(1)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電所の設置 2　［略］

（溶接事業者検査）

第七十九条　［同上］

一　火力発電所（液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）に係る次の機械又は器具

イ・ロ　［略］

二　［略］

（定期安全管理検査）

第九十四条　［同上］

一～四　［略］

五　ガスタービン（出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であって、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）

六　液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るものに限る。）

七～十三　［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
一　［同上］	1　［略］	1　［同上］ (1)～(4)　［略］ ［新設］ (5)～(9)　［略］ (10)　(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電所の設置 2　［略］